

## インターネットバンキング専用定期預金口座開設規定

インターネットバンキング専用定期預金口座開設規定(以下「本規定」といいます。)は、さいきょうインターネットバンキングサービス(以下、「インターネットバンキング」といい、さいきょうモバイルバンキングサービスを除くものとし、以下同様とします。)を利用して預入可能な、インターネットバンキング専用定期預金(以下、「専用定期預金」といいます。)の取引を開始するにあたり、無通帳のインターネットバンキング専用定期預金口座(以下、「本専用口座」といいます。)の開設について定めるものです。

なお、本専用口座に預入された専用定期預金は預金保険の対象となります。

### 1. (取扱店)

本専用口座はインターネットバンキングに登録された西京銀行の本支店を取扱店として開設できるものとします。

### 2. (申込受付)

本専用口座開設のお申し込みはインターネットバンキングの「口座開設預入」取引を通じてのみ、受付するものとし、同時に専用定期預金の預入依頼が必須となります。

### 3. (少額貯蓄非課税制度)

本専用口座は少額貯蓄非課税制度(マル優)によるお取扱いはできません。

### 4. (口座開設日)

本専用口座の開設日は、原則として受付日の翌営業日以降、当行所定の事務手続き完了後となります。

### 5. (口座開設店)

本専用口座は次条に定める、「お支払指定口座」と同一の店舗にて開設します。

### 6. (初回定期預金の預入)

第2条に定める本専用口座の開設と同時に申し込まれた専用定期預金の預入は、お客さまがご指定されました「お支払指定口座」より、ご指定の金額を引き落としのうえ、開設した本専用口座に預入いたします。

### 6の2(規定の変更)

- (1)この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2)前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネット又その他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3)前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

### 7. (関連規定)

本規定に定めのない事項については「さいきょうインターネットバンキングサービス利用規定」、「インターネットバンキング専用定期預金規定」によるほか、西京銀行が定める諸規定によりお取扱いします。

以上  
(2020.4.1)